

第1回下川町自治基本条例検討町民会議議事概要

日時：平成29年1月19日（木）18：02～20：05

場所：役場2F会議室

出席者 [委員] 川島里美、渋谷英克、山川美紀、末武幹也、三津橋ひとみ、西村和樹
中田豪之介、川上浩二（敬称略） 計8名
[事務局] 蓑谷課長、古屋主幹、木原主幹、宍戸主査、樋口主査

1 委嘱状の交付

2 町長あいさつ

- ・平成19年4月に本条例が施行され、約10年が経過。「まちの憲法」として町民主権の自治の確立に向け取り組んできたところ。
- ・この間、地域・社会情勢も大きく変化しており、条例内容の確認、検証・見直しをすることで、更なる町民主権のまちづくりを進めていきたいと考える。
みなさまの忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたい。

3 委員長及び副委員長の互選

委 員：事務局に腹案があればお願ひしたい。

事務局：委員長に川島氏、副委員長に西村氏にお願ひしたい。

→異議なし。全会一致により選出

○川島委員長あいさつ

- ・当初策定時から参加させていただいている。本条例の制定によりパブリックコメント手続きが定着し、町民参加の推進や政策形成における透明性が向上されるなど成果がみられるが、情報提供方法等など課題も明らかになった。
この機会に皆さんとともに見直しできたらと思う。よろしくお願ひしたい。

○西村副委員長あいさつ

- ・同じく当初策定時から参加させていただいている。初心に帰り皆さんとともに再度条例内容等の検証をしていきたいと考える。よろしくお願ひしたい。

4 議事

- (1) 自治基本条例の検証経緯について
- (2) 自治基本条例の概要について
- (3) 職員プロジェクトチームの検証内容について

→別添資料により一括して事務局から説明

- 事務局：ニセコ町が全国で最初に「まちづくり基本条例」を制定。この先駆的な試みに触発されて全国へ広がりを見せた。平成 28 年 5 月現在、全国 361 の自治体で策定されている。
- 委員：本条例は、町の最高規範として位置づけがなされているが、上位法令との関係性はどのようになるのか。
- 事務局：条例は法律の範囲内において制定されるものであり、法律の下に条例、条例の下に規則が置かれている。近年は政令（内閣が制定する命令）に基づき条例を制定するケースが多い。
- 地方分権の議論が進められる中で、法令に反しない限り、全て条例制定が可能となった。また、国の通知・通達の拘束力がなくなったため、地方自治体の法令解釈・運用権が広がり、条例制定権の範囲についても拡大されている。
- 事務局：町民への情報提供・情報共有方法が、今回の見直しの論点のひとつである。これまでの町からの情報提供方法についてご意見を伺いたい。
- 委員：町からの情報は十分出ていると考えるが、情報提供方法（媒体）が統一されていないため、不十分といった声が聴かれる。スマートフォンの普及により、インターネット利用者も増えていることから、告知端末と合わせホームページへの掲載が必要と考える。
- 委員：町のホームページ（バナーリンク含め）更新されていないものが多い。移住対策施策等も活性化してきている中、町の顔、PR を担う広報公聴の活動は重要な位置付にあると考える。専門部署の設置が必要である。
- 委員：民間企業でも広報担当部署は充実している。ホームページの積極的な更新は結果的に町の信頼にもつながるものである。
- 委員：職員自身が町のホームページを見ていない人が多いのではないか。ホームページは町の顔。担当課はもとより各課横断的に更新状況を確認しあうなど意識を高める必要である。
- 委員：ホームページを情報提供のアイテムのひとつとするのであれば更新は必須。町民説明会総じて参加者が少ないのは問題。当事者意識を持ってもらう必要がある。参加する側の意識を変える取り組みも必要である。
- 委員：意見等の伝え方も（説明会で直接伝えるというより）電子メール等インターネットを活用した方法にシフトしてきているのではないか。インターネットで意見等を募る仕組みがあると良い。町の将来を担う若い世代の意見を吸い上げる効果的な方法にもなりえるのではないか。
- 委員：既存臨時職員にホームページ更新業務を担わせてはどうか。
- 委員：島根県雲南市の事例であるが、子育て世代の親はとても忙しいため、自治会の打ち合わせ等は運動会や学校行事と合わせて実施するなど工夫している。
- 委員：1/22（日）10 時からコモレビで、小規模多機能自治についてのセミナーがある。

地域活動を活発化させるには若い世代の参画が必要。本町においても公区活動の在り方を変えていく必要がある。

委員：これまで説明会には数多く参加させていただいている。情報共有に関し不満が出るのは、補助金等の金目が先行し事業内容がほぼ決定しているから。方針決定から説明会がなされている事業については、そのような意見は出ていない。

委員：説明会において出された意見への回答が総じてない。対話がないから参加者が少ないのではないか。事業内容の説明だけであれば広報等での周知でよい。

委員：総合計画の基本目標も漠然としたものであるため、町がどういう方向に向かっているのかが見えてこない。そのため各施策・事業の目的もぼやけてしまっているのではないか。目標値などを定め、具体的に方向性を示してあげることが必要。また、事業成果についても具体的かつ積極的に発信することで、より町民の理解が得られると考える。

事務局：次期総合計画策定において、成果指標を設定するなどまちの将来像が明確化されるような工夫をしていきたいと考える。

委員：将来のまちづくりについて、中・高生と意見交換するのも面白い。色々なアイデア提案が期待される。

委員：子供の頃からまちの将来像を学習する機会は重要である。

委員：同感である。子供ながらに色々と考えていることもあるだろうし、やれることもあると思う。

委員：子供自身が判断をして物事を決めるといった経験が必要。そうした経験の積み重ねが、将来のまちづくりを担う人材育成の手立てとなる。

委員：島根県雲南市の事例では、レゴブロックを活用し、子供と大人が一緒になって町の将来像を考えるワークショップを行っていた。あらゆる世代が一緒になって話し合いができる場が必要である。それらを地域おこし協力隊や NPO などが担えればよい。

(4) その他

委員：今後のスケジュール感はどのようになるのか。議会からは早急にアクションを求められていると思うが。

事務局：3月定例会までに一定程度の方針を示したい。現状では、3月定例会において見直し・検証規定追加に伴う条例改正を行い、条例に関連する諸手続き等の在り方については、引き続き検討していきたいと考える。

事務局：次回開催は、2月9日（木）18時からとしたい。（場所については未定）詳細は文書にてご連絡する。よろしく願いたい。